

茂原市総合計画審議会について

1. 審議会の役割

市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議する

2. 委員の任期

当該諮問にかかる事項について調査及び審議が終了するまで

(令和 6 年 11 月 8 日～令和 8 年 3 月 31 日)

3. 委員の構成

別紙名簿のとおり

4. 報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき
支払

5. 活動内容

任期中 10 回程度（進ちょく状況に応じて）、1 回 1～2 時間程度を予定

- ・ 後期基本計画素案の検討
- ・ 答申のとりまとめ